

第 5 4 回 価格調査評価監視委員会が開催されました

このほど第 54 回（平成 29 年度第 1 回）価格調査評価監視委員会が開催されましたので議事概要を報告いたします。本委員会は年 3 回開催され、経済調査会の調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

●議事概要

開催日時：平成 29 年 4 月 21 日(15 時 00 分～16 時 45 分)

開催場所：一般財団法人経済調査会会議室

出席委員：木下昌、小林誠治（委員長）、小林康昭、榊原渉、塩田克彦（五十音順）

議題

1. 前回委員会議事録（案）の承認
2. 事例審議
 - (1) 自主調査：港湾工事市場単価 ペโตรラタム被覆工（東京）
 - (2) 受託調査：堤体土（静岡市）

●議事要旨

議題・質問	説明・答弁
1. 前回（第 53 回）委員会議事録（案）の承認	○ 事前に配布した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「土木施工単価」春号から、港湾工事市場単価ペโตรラタム被覆工について審議。	○ （説明）ペโตรラタム被覆工の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等にしながら調査プロセス、調査結果等を説明。
○ 調査票の「稼働率」の項目に実際に記入してくる事業所はあるか。	○ 本工種ではここまで細かく記入することは難しいケースが多いようだ。
○ 施工に携わる作業員の編成は把握しているか。	○ 潜水士、潜水送気員、潜水連絡員の職種編成で 4～5 名が一般的。
○ 調査対象事業所は防食メーカー 3 社と建設会社 2 社の 5 社程度を毎回対象とするのか。	○ 防食メーカー 3 社は毎回対象。建設会社は工事の状況で対象が変わるため、加えるのは 1～2 社。合わせて 4～5 社程度。
○ 建設会社 1 社を裏付け調査の対象とした目的は何か。	○ 防食メーカー側の調査で得た内容の確認のため。

議題・質問	説明・答弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設会社のもう 1 社は裏付け調査の対象ではないのか。 ○ 全工事中、防食メーカー3社が施工まで請け負うケースが 95%を占める状況で、残り 5%の工事対象としたのか。 ○ 施工を建設会社が別途で手配する場合も、施工会社の方を対象とするのではないのか。 ○ 建設会社側の価格も、掲載価格を決定する際に使われるということか。 ○ 防食メーカー以外の施工による工事での価格が掲載価格の決定に影響すると、継続性の観点で疑問がある。 ○ 本工種は「手間のみ」とのことだが、労務費以外の構成要素は何か。 ○ ここ 4 年ほどの単価の上昇傾向の要因は何か。 ○ 工種の特徴を解説のなかで良く説明してもらえると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ もう 1 社は、特殊な現場で防食メーカーからは材料のみを購入し、施工は自社で別途手配したケースのため、集計に含めた。 ○ 防食メーカー3社で 95%を占める状況は、どうしてもデータが少なくなりがちということでもあり、残り 5%の事例でも出来るだけデータを集めたいと考えている。 ○ 施工会社は規模の小さいところが多く、協力を得るのが困難という事情がある。 ○ 港湾工事市場単価に関しては、専門工事業者には規模の小さいところが多い反面、建設会社との取引が継続的であることが多いため、建設会社側から得たデータも価格決定上の参考としている。 ○ 調査では常に労務費の騰落や施工費の相場の変動状況などについて詳細な聞き取りを行い、客観的に状況を確認している。そのなかで総じて施工費が変動している状況であれば、掲載価格の改訂を検討することになる。 ○ 機械経費を含んでいる。施工費の概ね 8 割程度が労務費、2 割程度が機械経費と見込む。 ○ 労務費の上昇による要因が大きい。 ○ 今後留意したい。
<p>(2) 受託調査「堤体土」(静岡市)について審議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現着価格への運搬費の影響が大きいですが、調査票ではどのように確認しているか。 ○ 各現場と土場を記した地図の資料に距離を入れてもらうとわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (説明) 堤体土として使用される土砂の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。 ○ 土場から各現場までの運搬距離と 1 日当たりの回転数、ダンプ料金、ダンプの積載量の記入項目を設けている。 ○ 今後留意したい。

議題・質問	説明・答弁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商流に販売業者が入るケースはあったか。販売業者が土場から現場まで運ぶのか。 ○ 以前の 10,000m³ の条件での調査結果との比較で、今回 15,000m³ と増えているが単価は上がっているのはどういう状況か。 ○ 例えば工期を延長すると、10,000m³ の条件と同じ価格で買えるということか。それでも 3 ヶ月で工事を行う必要があるということか。 ○ この種の調査の発生頻度は年間でどれくらいあるか。 ○ 毎年のように調査の依頼があるなかで、調査の進め方は整理されているのか。 ○ 河川工事では災害などにより堤体用土砂の需要量に大幅な増減が生じることがあると思うが、各土場にとっては平常稼働で供給可能な 10,000m³ が望ましい取扱量なのか。 ○ スケールメリットの調査で逆に高くなったのか。 ○ 母集団の事業所は皆同様の状況にあるのか。 <p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外の業者が販売店として入ったケースがあった。販売店が口銭を取って手配し、運搬は土場側が行う形態で、市外の工事業者が施工する場合に多い。 ○ 10,000m³ 程度の量だと、土場では通常の生産・運搬体制で供給が可能。今回は 15,000m³ を 3 ヶ月の間に供給する条件であるため、生産・運搬体制を強化する必要があり、それに伴い残業や車両の手配などのコスト増が生じる、ということが背景にある。 ○ 価格についてはそういうことになる。工期については、理由があつての設定と思われる。 ○ 国交省の静岡県内の堤体工事で、10,000m³ 以上の使用量として調査依頼があるのは年間 10 例程度。 ○ 産地や土場については、自主調査でも骨材類の業者を常に把握しており、基盤がある。全国で同様の調査対応を行っている。 ○ 必ずしもそうではない。10,000m³ という量は、発注者サイドで、それを超えると価格にスケールメリットが生じる可能性があるため調査を行うこととして設定されたもの。 ○ 各土場では、景気の低迷期に人員や輸送車両を削減し、事業規模を縮小した経緯がある。以前は平常稼働で対応出来た数量にも、稼働時間や人員、輸送手段を補充して対応するため幾分割高となっている。 ○ 今回対象の各社については、ほぼ同様の状況を抱えていると把握している。 <p>.....</p> <p>7月21日頃を予定</p>

(文責 価格調査評価監視委員会事務局)

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

一次の事項について、審議すること。

イ 資材価格等の調査基準

ロ 調査基準に基づく調査実施状況

ハ 資材価格等の調査結果

二前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。

三その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員会は、委員8人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、理事長に対し報告する。

2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。

3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿 (五十音順)

木下 昌 公認会計士 木下昌事務所 公認会計士・税理士

小林 誠治 一般財団法人 公会計研究協会 参与

小林 康昭 足利工業大学 客員研究員 工学博士

榊原 渉 株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部グローバルインフラコンサルティング部長/首席コンサルタント

塩田 克彦 株式会社 NITフエニティーズエンジニアリング&コンストラクション事業本部コンストラクションマネジメント部部长 (公社) 日本建築積算協会監事

關 豊 ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社 常務取締役営業本部長 工学博士